

日本のLDCサービス・ウェーバー

1. 各分野に共通の約束

以下の分野の自然人の入国及び一時的な滞在に関する待遇は、日本の関連法令に基づき提供される。

a. 投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する自然人については、5年を超えない期間(この期間は、更新することができる)

- i. 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動
- ii. 日本国の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動
- iii. 日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

b. 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事する自然人

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在中に、次の(i)又は(ii)に該当するサービスの提供に係る事業活動であって出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものに従事するASEAN構成国の自然人 については、五年を超えない期間(この期間は、更新することができる)。

- i. 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動
- ii. 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

b.iに規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

c. 同行する配偶者及び子

a. 又は b. の規定により入国及び一時的な滞在が許可された自然人に同行する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間。ただし、当該配偶者及び子が当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に規定する「家族滞在」の在留資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

(別紙1)

分野	市場アクセスに係る制限
1. 実務サービス	
A 自由職業サービス	
b) 会計、監査及び簿記サービス (CPC862)	<p>(1) 日本国の法律によって「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p> <p>監査法人については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(2) 日本国の法律によって「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p> <p>監査法人については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 日本国の法律によって「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
g) 都市計画及び景観設計サービス (CPC8674) 建築サービス及び土木相談サービスを除く。	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
h) 医師及び歯科医師サービス (CPC9312)	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。</p> <p>(4) 約束しない。</p>

(別紙1)

i) 獣医サービス (CPC932)	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
j) 助産師、看護師、理学療法士及び準医療従事者が提供するサービス (CPC93191**)	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関して制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。
E 運転者を伴わない賃貸サービス	
a) 船舶に関する運転者を伴わない賃貸サービス (CPC83103) 日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国の国民 (b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
F その他の実務サービス	
e) 技術試験及び分析サービス (a) 製造業製品に係る(計量法(平成四年法律第五十一号)の対象となるサービスを除く。) (CPC8676**)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(b) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス (CPC86763**) (i) 特定計量器の定期検査のサービス (ii) 特定計量器の検定のサービス (iii) 計量証明事業(特定計量証明事業を含む。) (iv) 計量証明に使用する特定計量器の検	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。業務上の拠点が必要である。

(別紙1)

査のサービス (v) 特定計量証明事業者に対する認定 (vi) 計量器の校正等のサービス	
f) 農林業及び狩猟に付随するサービス (CPC881)	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内で人員をあっせんするサービス（求職及び求人への申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの (CPC87201、87202)	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。* (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。
l) 調査サービス (CPC87301)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
l) 警備サービス (CPC873) CPC87301を除く	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
s) 会議サービス (CPC87909**)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
t) 電話応答のサービス (CPC87903)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。

(別紙1)

	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
t) 郵送先名簿の編集サービス (CPC87906)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
4 流通サービス	
D フランチャイズ・サービス (CPC8929)	
これらのサービスで、 b) 石油及び石油製品に関連するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。
c) アルコール飲料に関連するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。
d) 公共卸市場において提供されるもの	(1) 約束しない。* (2) 約束しない。* (3) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)に従い、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本国の法律によって設立された法人でなければならない。 (4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)に従い、中央公共卸売市場におけるサービス提供者は、日本国の法律によって設立された法人でなければならない。
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	

(別紙1)

A ホテル及び飲食店 ホテル及び飲食店のサービス (CPC641-643)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
C 観光客の案内サービス (CPC7472)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	
A 興行サービス (CPC9619)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス (CPC96499)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない。
11 運送サービス	
E 鉄道運送サービス	
a) 旅客運送 (CPC7111)	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない
F 道路運送サービス	
a) 旅客運送 (CPC71211,71212,71213,71214,71221)	(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出従って事前の届出量は、暫定的にかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4) サービス提供者の数、サービス事業

(別紙1)

	<p>の数又はサービスの産出従って事前の届出量は、暫定的にかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。</p>
c) 運転者を伴う商業用車両の賃貸 (CPC7124)	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない</p>
H 全ての形態の運送の補助的なサービス	
a) 貨物取扱サービス（海上運送サービス に関連するサービスを除く。） (CPC741)	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない</p>
b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス (CPC742)	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。</p>
c) 貨物運送代理店サービス（海上貨物 利用運送サービスに関連するサービスを除く。） (CPC748)	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。</p>
d) その他 通関業サービス（日本国の税関に関連する もの）	<p>(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束を除くほか、約束しない。 業務上の拠点が必要である。</p>